

観産第2427号
平成20年2月22日

沖縄県電気工事業工業組合理事長 殿

沖縄県観光商工部長



オール電化工事等に伴う電気工事実施者への注意喚起について（周知依頼）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から県の高圧ガス保安行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、オール電化工事等に伴う液化石油ガス（以下、「LPガス」という）供給設備等の取り扱いについては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」が改正され（平成19年6月27日交付、7月27日施行）、現在は、電気工事実施者等が LP ガス供給販売事業者に無断で LP ガス供給設備等を「取り外す」作業を行うことが原則禁止になったことは周知のとおりです。

しかしながら、去る平成20年1月23日、浦添市内の住宅において、液化石油ガス設備士の資格を持たない電気工事実施者が、オール電化工事に伴いガス機器を IH 機器に切り替えるため、LPガス供給販売事業者に無断でガス配管を取り外そうとした際、処置を誤り、屋内でLPガスが漏えいするという事故が発生しました。

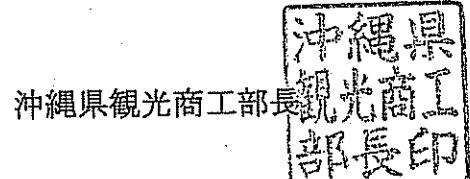
当該事故については、通報を受けたガス販売事業者の速やかな対応によって大事に至らずに済みましたが、重大事故に直結するような大変危険な状況でありました。

また、当該事故を受けて、社団法人沖縄県高圧ガス保安協会始め県内 LP ガス販売事業者等からも電気工事業界へ法令遵守を求める声が上がっている状況であります。

つきましては、これまで周知に努めていただいているところではありますが、同様な事故の再発防止のため、LPガス供給設備等をLPガス販売事業者に無断で撤去することは絶対に行わないよう、改めて貴会員への注意喚起をお願い申し上げます。

観産第2427号
平成20年2月22日

沖縄電力株式会社
オール電化担当部長 殿



オール電化工事等に伴う電気工事実施者への注意喚起について（周知依頼）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から県の高圧ガス保安行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、オール電化工事等に伴う液化石油ガス（以下、「LPガス」という）供給設備等の取り扱いについては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」が改正され（平成19年6月27日交付、7月27日施行）、現在は、電気工事実施者等が LP ガス供給販売事業者に無断で LP ガス供給設備等を「取り外す」作業を行うことが原則禁止になったことは周知のとおりです。

しかしながら、去る平成20年1月23日、浦添市内の住宅において、液化石油ガス設備士の資格を持たない電気工事実施者が、オール電化工事に伴いガス機器を IH 機器に切り替えるため、LPガス供給販売事業者に無断でガス配管を取り外そうとした際、処置を誤り、屋内でLPガスが漏えいするという事故が発生しました。

当該事故については、通報を受けたガス販売事業者の速やかな対応によって大事に至らずに済みましたが、重大事故に直結するような大変危険な状況でありました。

つきましては、これまで周知に努めていただいているところではありますが、同様な事故の再発防止のため、LPガス供給設備等をLPガス販売事業者に無断で撤去することは絶対に行わないよう、改めてオール電化工事等に携わる電気工事実施者への注意喚起をお願い申し上げます。